

EPA(経済連携協定)利用支援セミナー

EPAをご存知ですか?EPAとは、Economic Partnership Agreementの略で、国や地域間で取り決められた輸出入等に関する協定のことです。EPAを活用することにより、通常より低い関税率を適用し、コストを削減することができます。

日本は現在、14の国・地域とEPAを結んでいます。本年1月には豪州との間でEPAが発効し、更に2月には、モンゴルと署名に至るなど、EPA締約国は増えつつあり、経済のグローバル化はますます広がっています。

当セミナーではEPAの概要・手続き等の基礎から分かりやすく解説します。物流事業者はもちろんのこと、既に輸出されている事業者の方や、今後輸出を予定されている事業者の方、あるいは輸出されている事業者と取引関係にある金融機関の方など、この機会にぜひご参加ください。

■日時 平成27年6月18日(木)14時00分～16時45分

■場所 徳山商工会議所 会議室

山口県周南市栄町2-15 ※徳山駅より徒歩5分



内容	講師
「EPAの概要について」(30分) 特に中小企業の皆様におけるEPAの活用促進の観点から、日本のEPAの概要、EPAを具体的に活用する場合に必要な事項についてご説明します。	門司税関 総務部長 郡山 清武 氏
「原産地規則について」(60分) EPA特惠税率を利用するための条件の一つとして、取引しようとする商品が当該輸出国(日本)の「原産品」と認められる必要があります。このルール(原産地規則)やその他手続きについてご説明します。	門司税関業務部 原産地調査官 長城 憲明 氏
「特定原産地証明書の発給手続きについて」(40分) 特定原産地証明書の取得方法等についてご説明します。	日本商工会議所 国際部・特定原産地証明担当
「金融面からの海外進出支援について～山口県内の動き～」(15分) アジア各国へ進出する事業者の支援に向けた金融機関の取組みについてご説明します。	中国財務局 山口財務事務所長 今井 一郎 氏

お問い合わせ・申し込み

門司税関総務部総務課 電話:093-332-8306 FAX:093-332-5336

門司税関総務部総務課(FAX:093-332-5336)行き

EPA(経済連携協定)利用支援セミナー 受講申込書

会社・団体名		TEL	
担当者氏名		FAX	
受講者氏名	ふりがな	所属・役職	

6月12日(金)までにFAXにてお申込下さい。
先着順ですので、定員になり次第受付を締め切ります。